



# 中小会社の「退職給付会計」

はじめに

退職給付会計が、平成12年4月1日以降開始する事業年度から導入されている。中小会社については、日本公認会計士協会「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」以下「実務指針」といって特例規定があり、日本税理士連合会「中小会社会計基準の設定について」にも規定がある。

本稿では、これらの規定について分析を行い、妥当な会計処理について考察する。

## 「退職給付会計」とは

退職給付会計とは、退職給付(退職一時金および企業年金)費用を、国際会計基準(AS19 Retirement Benefit Costs)の「発生主義」の考え方(予測単位積増方式(Projected Unit Credit Method))で、認識・測定するものである。

1、退職給付費用  
退職給付会計では、退職給付費用は、つぎの算式で計算される(企業会計審議会「退職給付に係る会計基準」以下「退職給付会計基準」といふ)。(三)「勤務費用等の計算は、表1のとおりとなる。

2、退職給付債務  
退職給付費用+勤務費用+利息費用-期待運用収益等

表1 勤務費用等の計算

勤務費用	個々の従業員毎に、将来の昇給等を見積もり、退職給付見込額を計算 退職給付見込額を予測勤続年数(等)で按分、各期の退職給付発生額を計算 各期の退職給付発生額を現在価値に割引く、割引後の金額が、各期の勤務費用となる。
利息費用	期首の退職給付債務×割引率
期待運用収益	企業年金制度採用の場合、期首の年金資産×期待運用収益率

(注) 退職給付見込額を計算にあたっては、将来の退職率、死亡率を加味する。

退職給付債務は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付(退職給付)のうち認識時点までに発生していると認められるものをいい、割引計算により測定される。退職給付会計基準 1-1(と定義されている。

簡単に言えば、期末在籍者の、上記1で計算された退職給付費用の累計額である。

3、退職給付引当金  
退職給付債務の額が退職給付引当金となるが、企業年金制度等を設定した場合は、退職給付債務の金額から年金資産の額を控除したものと(実務指針38)。

## 退職給付引当金制度の廃止

1、税法上の退職給付引当金  
法人税法において、退職一時金(企業年金は対象外)についての「退職給付引当金」が昭和27年に創設された。当初は、期末の自己都合退職一時金要支給額(期末退職給付要支給額)の100%まで積み上げることができた。

「将来支給することが多い金額をあてかき、今日支給するように評価して積み立てることは適当でない」との理由で、退職給付引当金累積限度額は、昭和31年改正で期末退職給付要支給額の50%に引き下げられた。50%の根拠は、従業員の残存勤務年数等の全国平均が9年であり、現在価値に引き戻す割引率を8%として、 $(1+0.08)^9$ の9乗根が0.5002であるからとされていた。この数字は、実務指針資料5-2「割引率の係数の、平均残存勤務期間9年と割引率8.0%のクロスする箇所の数字と符合する。

将来支給することを考慮に入れ、現在価値に引き戻す「割引率の係数」を乗るのであれば、勤続年数の増加および昇給等による退職一時金の増加、平均残存勤務期間に際する「昇給率の係数(実務指針36)」を考慮に入れないと理論的におかしい。

昭和55年改正では、残存勤務予定年数が12年になったとして、割引率8%で、 $(1+0.08)^{12}$ の12乗根が0.3971ということになり、累積限度額は期末退職給付要支給額の40%となった。その後平成10年改正では、累積限度額は、経過措置があるものの20%に引き下げられた。平成15年3月31日以後に終了する事業年

度からは退職給付引当金制度は廃止され、直前の無税引当金残高は、毎年1/10(つ)「資本金1億円以下の普通法人等の場合」取崩し、益金算入のこととなった。

2、企業会計上の退職給付引当金  
企業会計においても、退職一時金について退職給付引当金を計上することになった。

企業会計審議会の企業会計上の個別問題に関する意見第二「退職給付引当金の設定について」では、退職金費用の期間配分の必要性を述べたあと、計算の具体的方法としてつぎの方法を例示、企業にとって合理的と思われる方法の選択適用を認めることとしていた。

① 将来支給額予測方式当期の退職金費用(予測退職金×当期給付支給総額÷全勤続期間の給付総支給額)将来給付は見積りによる) ② 期末要支給額計上方式(当期の退職金費用(期末において全従業員が退職する)とした場合の退職金要支給額、前期末の退職金要支給額) ③ 現価方式

①または②の額を、退職金支給予定時期までの期間と一定の割引率によって現在価値に割引き、この現在価値と期首退職給付引当金の利子相当分の金額を合計した金額をもって毎期の退職金費用とする方式である。

同意見書四注2において、法人税法の退職給付引当金の設定方法は期末要支給額計上方式に現価方式を結合した方法としてこれを容認、企業会計実務は法人税法の規定に準拠して処理を行っていた。

「退職給付会計」導入後は、退職給付引当金残高は退職給付引当金に振り替えられ、退職給付引当金という勘定科目は財務諸表から消滅することとなった。

「小規模企業等における簡便法」等  
実務指針では、従業員が300名未満(300人以上であっても年齢・勤続年数に偏りがある等により数理計算結果に信頼性が得られないと判断される企業を含む)の小規模企業等について、退職給付債務の計算の簡便法を規定している。表3記載の方法のうち、合理的と判断される方法を選択適用できることになっている(実務指針36、37、38)。

日本税理士会連合会の「中小会社会計基準の設定について」(以下「日税連基準」といふ)では、退職給付債務、退職給付(与)引当金について、表2のように規定している。退職給付債務と退職給付引当金、退職一時金と企業年金とを一緒に規定しており、退職給付引当金ではなく「退職給付引当金」という言葉を使用するなど、判りにくい点もあるが、実務指針との対比で考えると、表3のようになると思われる。

(実務指針と日税連基準との比較)

1、退職一時金と企業年金が併給の場合



木原俊夫 八王子

(1) 退職一時金  
日税連基準において、「割引率の係数」を乗じ、現在価値に引き戻すのであれば、勤続年数の増加、昇給等による退職金の増加(昇給率の係数)も考慮に入れないと理論的におかしい。実務指針では、期末の自己都合要支給額とすることを容認しているが、この方が実際のより理論的根拠がある。

## (2) 企業年金

日税連基準では、企業年金についての自己都合等による期末要支給額の計算方法が判然としない。実務指針では、企業年金に対する退職給付債務は、年金財政計算上の責任準備金の額とすることを容認しており、この方が理論的である。

2、退職一時金の一部を企業年金に移行している場合  
日税連基準では、年金移行部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合等による期末要支給額の、平均残存勤務年数等を考慮した現在価値と解される。勤続年数の増加、昇給等による退職金の増加(昇給率の係数)も考慮に入れないと理論的におかしい。

実務指針では、在籍する従業員については年金移行部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合等による期末要支給額とし、年金受給者および待期者については年金財政計算上の責任準備金とすることを容認している。

## 妥当な企業会計処理

退職給付会計における退職給付費用等は、将来の昇給、ベースアップ、退職率、死亡率、割引率(金利)について推定して計算している。推定計算を企業会計原則18の合理的に見積もったものとするのは至難の技である。また中小会社の場合は、母集団が小さいので数理計算結果に信頼性がない。

中小会社の退職給付会計については、推定計

表3 中小企業に対する簡便法による退職給付債務

	実務指針(36、37)	日税連基準
退職一時金	退職給付会計基準の適用初年度期首において原則法による退職給付債務額を計算し、この金額と自己都合要支給額との比(比較指数)を求める。期末の自己都合要支給額にこの指数を乗じた金額とする。 期末の自己都合要支給額に、平均残存勤務期間に基づき昇給率及び割引率の各係数(実務指針資料5-1及び5-2)を乗じた金額とする。 期末の自己都合要支給額とする。	自己都合等による期末要支給額の、平均残存勤務年数等を考慮した現在価値とする。 具体的には、期末要支給額に、「割引率の係数表(実務指針資料5-2)による当該企業従業員の「平均残存勤務年数」と選択した「割引率」のクロスする箇所の数字を乗じた金額とする。
企業年金	退職給付会計基準の適用初年度期首において原則法による退職給付債務額を計算し、この金額と年金財政計算上の責任準備金との比(比較指数)を求める。直近時点の年金財政計算上の責任準備金にこの指数を乗じた金額とする。 在籍する従業員については上記または、金額、年金受給者および待期者は財政計算上の直近の責任準備金とする。直近の年金財政計算上の責任準備金とする。	自己都合等による期末要支給額の、平均残存勤務年数等を考慮した現在価値とする。
退職一時金と企業年金が併給の場合	未移行部分に係る退職給付債務と企業年金制度に移行した部分に係る退職給付債務を、前記の方法により、それぞれ計算する。 在籍する従業員については年金移行部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合等による期末要支給額を計算した額を退職給付債務とし、年金受給者および待期者については年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする。	年金移行部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合等による期末要支給額の、平均残存勤務年数等を考慮した現在価値とする。

4、会計処理  
期首において、退職給付費用を計上する相手勘定は退職給付引当金。退職金および企業年金掛金は、引当金を取崩して支払う。期末決算修正で、帳簿残高引当金を前記3の金額に修正する(相手勘定は退職給付費用)。  
なお、税務取扱については、「退職給付費用」は全額損金否認、無税引退職給付引当金残高の取崩額は益金算入となる。損金に算入されるものは、法人税法に規定する、退職給付(および退職年金)の支払額、および厚生年金基金等の保険料等の支払額である。  
(参考文献) 拙著「新版退職給付会計入門(第2版)」中央経済社 2005年

(学会9月次研究会より)

算に基づかない、つぎの方法が妥当と考える。

1、退職給付費用  
(1) 退職一時金と企業年金が併給の場合  
退職一時金については期首在籍者の自己都合要支給額の増加額(イ)×企業年金については年金財政計算上の責任準備金の増加額(ロ)をもって当期の費用とする。

(2) 退職一時金の一部を企業年金に移行している場合  
在籍する従業員については年金移行部分も含めて前記(イ)の額、年金受給者および待期者については前記(ロ)の額とする。

2、退職給付債務  
(1) 退職一時金と企業年金が併給の場合  
退職一時金については、期末時点の自己都合要支給額とする(実務指針36)を選択。  
企業年金については、期末直近の年金財政計算上の責任準備金とする(実務指針36)を選択。

(2) 退職一時金の一部を企業年金に移行している場合  
在籍する従業員については企業年金に移行した部分も含めた退職給付制度全体としての自己都合等による期末要支給額とし、年金受給者および待期者については年金財政計算上の責任準備金とする(実務指針37)を選択。

3、退職給付引当金  
退職給付債務の額が退職給付引当金となるが、企業年金制度等を採用した場合は、退職給付債務の金額から年金資産の額を控除したものと(実務指針38)。

退職給付会計基準に移行時、適用初年度の期首において、退職給付引当金は退職給付引当金に振り替えられる。当該期首において、退職給付債務の額と従来の会計基準により計上された退職給付引当金等に差額が生じるのが通常であるが、これは、会計基準変更時差異(実務指針42)として、15年以内の一定期間内で費用処理する(実務指針40)。

未償却の会計基準変更時差異の額は、退職給付引当金の金額から控除する。